

## 県境不法投棄検証委員会検証結果報告説明会議事録

1 日 時：平成 15 年 4 月 3 日（木）18 時 30 分～20 時 40 分

2 場 所：田子町中央公民館

3 参集者：田子町住民

田子町 中村町長、中澤民生課長ほか

青森県環境生活部 前田部長、福永次長

県境不法投棄対策チーム 鎌田チームリーダー、山田副参事、

西谷主幹、五十嵐主査

環境保健センター八戸環境管理事務所 吉田所長、工藤総括主幹

荒関総括主査

司 会： 説明会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、青森県環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

前田部長： 田子町の皆さん、おばんでございます。環境生活部長の前田みきと申します。

県境不法投棄事案につきましては、事件の発覚以来、皆様に不安な思いを抱かせることになりまして心を痛めているところであります。

本日は、この事案に関する検証委員会の検証結果が出ましたので、説明会のご案内をさせていただきましたところ、春先の何かとご多忙中のところ、また夕食時の家族団樂の貴重な時間をさいてご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。感謝致しております。

また、中村町長さんをはじめ町の職員の方々にも説明会開催のためにご協力をいただきましたこと、この場を借りてお礼を申し上げます。

既に新聞等でご存知のことかと存じますが、3 月 25 日に県境不法投棄検証委員会からその検証結果が知事に報告されました。私共は、その内容と報告を受けての県の考え方について、本日皆さんのお時間をおかりしてご説明申し上げたいと思って出掛けて参りました。

なお、具体的なお話は後ほどふれる機会があるかと思いますが、青森・岩手両県では原状回復に向けて本年度から工事等に着手することになっております。

また、国においては新たな財政支援制度として、今国会に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法という長い名前の法律を提案しているところではありますが、県としては一日も早い原状回復に全力で取り組んで参りますので、皆様のこの後のご協力も合わせてお願いし、説明会を始めさせていただきますたいと思います。どうぞ宜しくお願いを申し上げます。

司 会： 続きまして県境不法投棄検証委員会の検証結果報告についてご説明を致します。

山田副参事： 県境不法投棄対策チームの山田と申します。

私の方からは、先月、3月25日に検証委員会から出ました検証結果の報告について、皆さんのお手元には概要ということでお渡ししてありますが、それにそってご説明申し上げます。

座って説明させていただきたいと思います。宜しくお願いします。

まずこの検証委員会ですが、この検証委員会の設置目的と致しましては、第三者の視点でこの事件に関わるこれまでの県の対応状況を検証して、県行政上の問題点、責任、これを明らかにすることと、今後の廃棄物行政の的確な運営を図ることを目的に設置されたものです。

第1回の会議が平成14年10月7日に開催されまして、以後3月25日の第9回の会議、3月25日というのは、最終的に知事に検証結果の報告書を提出した日でございます。全部で9回の会議を開催しております。この検証委員会の構成ですが、まず委員長として青森大学の竹助教授、それ以外のメンバーとして、八戸工業大学の熊谷教授、弘前大学の春日助教授、青森市内の法律事務所の赤津弁護士、一般の代表ということで成田さん、女性の方がメンバーとなっております。全部で5人のメンバーで検証していただきました。

早速その概要ということでご説明申し上げます。概要の1ページにありますが、まず一つは行政責任の判断をしております。2ページにありますが、再発防止策、2ページ、3ページにありますが、再発防止策の提言をもらっております。

まず1ページに戻りまして、行政責任についてどのような判断をしたか概要版にそってご説明致します。この検証結果報告書の構成としましては、行政責任については、“はじめに”ということで、これはおそらくまとめた形で書いたと思うのですが、“はじめに”ということで書いてあります。

まず平成8年6月6日、この平成8年6月6日というのは県が現場に立ち入り調査をしようとした時に、業者の方から、三栄化学工業の方からその土地については所有者、前社長の所有地であって、賃貸借契約も解除したのでそこには立ち入り出来ない、立ち入りしてはいけないということで拒否された日なのですが、その平成8年6月6日以前の県の対応については様々な問題点があるものの、落ち度があったとまでは言い切れないというふうな評価をしております。ただし、平成8年6月6日、三栄化学工業が賃貸借契約解除を理由に同社の実質的な事業用地への立ち入りを拒否した以降、これ以降県は同社が不法投棄を行っている蓋然性が高いものと認識して、可能な限りの手段を用いて事実

把握に努めるべきであったと。しかし、県は事実把握や業者への対応について、他に取り得る方法があったにも関わらず、それを行っておらず、また他の取り得る方法の検討さえも行っていなかった。これについては、県の落ち度があると判断するというふうに評価しております。

総括的にはこういうことで書いてありますが、評価してありますが、少し詳しく言いますと、平成 8 年 6 月 6 日以前を含む全般的な問題として指摘しているのが、一つは三栄化学工業に対する認識の甘さ、甘さという言葉で表現しております。県は三栄化学工業が行政指導を受け入れ、その都度改善策を講じていたので、とりわけ悪質な業者であるとの認識はなかったとしている。これは、県の方で何度も色々な行政指導をしております。その行政指導の都度に業者の方が一応従っていたということで、県の方としてはそう悪質、とりわけ悪質というふうな認識はしていなかったということについて、この検証では、しかし、当時は住民から多くの情報が寄せられていたこと。それから平成 7 年には燃えがらの不法投棄が発覚しているということを含わせ考えれば、その様な県の認識は甘かったと、そういう評価をしております。

それから事実確認の甘さということで、色々な不法投棄を疑わせる様々な兆候があったと。それにも関わらず、疑いがあったにも関わらず調査・確認を行っていなかった。その兆候の一つとしては、管理型最終処分場、現地に小さい管理型の最終処分場があります。あそこはずっと空っぽであった、一切使っていなかったということ。それから、不法投棄の使用現場について、使用現場というのは、元の地形でいいますと谷の部分ですね。あの使用現場について、昭和 56 年に届け出をした産業廃棄物最終処分場、これは約 100ha という広さの産廃処分場ですが、その一部であるというふうなことを当時県職員に話をしていたという事実があります。それから平成 8 年 5 月に新たな不法投棄を疑わせる事実を保健所職員が発見していた。これは平成 8 年 6 月 6 日に立ち入りしていますが、その直前に保健所の職員が現場に行った時に、不法投棄ではないかという現場を発見してはいたのです。そのことを、この 3 点を述べまして、事実確認について非常に甘かったという、不法投棄が疑われる事実があったのに十分な調査をしていなかったというふうなことを指摘しています。

三点目は、業者への対応の甘さということで、行政指導を主とした県の対応が三栄化学工業が県を見縊ることとなった。当時、平成 7 年、8 年、9 年あたり、行政指導ということで特に処分なかった、処分したのは平成 8 年に処分していますが、行政指導を主としてやってきたということが、業者が県を見縊ることとなったと。それから、平成 7 年の燃えがらの不法投棄発覚から、処分、これは営業停止 30 日という処分を平成 8 年の 11 月に行っていますが、1 年以上も、不法投棄が発覚してから処分まで 1 年以上の時間を要していると。これ

は処分の基礎となる事実確認を慎重にする、慎重を期するためとはいえ、非常に時間的が遅きに失したと言わざるを得ない。こういう時間的な遅きに失したということで、業者に対する対応が甘いということをおっしゃいます。

それから、事業停止の行政処分手続の進行中に、これは今言いました平成7年の燃えがらの不法投棄について、営業停止処分を検討している手続の進行中、最中なのですが、業者から処理業の業種として動植物性残さの処理も追加したいというふうな相談を受けた際に、県の方で今行政処分の手続をやっている最中なので、今出してもらおうと申請出来なくなるので、行政処分が終わってから申請を出して欲しいという指導をしている、助言といたしますが、そういうことも事業者に対する甘さだということ指摘されております。平成8年6月6日以前を含む全般的な問題としては、この甘さということで評価しております。

次が平成8年6月6日以降の問題点、これは先ほどから何回も言いますが、立ち入り検査を業者に拒否された日以降ですが、これについては第一点としては、行政調査を尽くさなかった。平成8年6月6日以降、県は不法投棄を行っている可能性が高いという認識を持ち、要するに立ち入り検査を拒んだということは、やはり何かやましいことをしているのだから立ち入り検査を拒んだのであろうということであれば、当然その時点で不法投棄を行っている可能性が高いという認識を県が持つべきであったと。三栄化学のとる法的技巧を乗り越える方法を見出して、行政調査を行うべきであったにも関わらずと。ここで言っている三栄化学の取る法的技巧というのは、三栄化学の方でその場所は私有地であると、私有地を三栄化学が借りているものであって、このほど賃貸借契約を解除したので、会社の土地、会社が使える土地ではなくなったので、そこには入ってはいけない、入ることが出来ない、というふうに言われまして、そこで県の方で特に立ち入りをしなかったということなのですが、その法的技巧を乗り越える方法等を見出して、行政調査を行うべきであったにも関わらず、実際には十分な調査は行わなかった。調査が不十分であったことは、県の落ち度であると言わざるを得ないということで、県の落ち度だというふうな評価をしております。

第二点目は、警察への情報提供、連携が不十分であった。平成8年6月6日立ち入りを拒んだ時点で不法投棄を疑うに足る状況にあったというべきであり、この時点で行政独自の対応をとることと並行して、この行政独自の対応というのは、廃棄物処理法に基づく調査とか、例えば航空写真を撮るとか、道路から、立ち入り出来る場所から連続的に写真を撮っておくとか。そういうことを言っていますが、行政独自の対応をとることと並行して、県警への情報提供すべき期が熟していたと考えられるが、県警への情報提供を行わなかった。このことは不適切であり、ここに県の落ち度があると言わざるを得ないとしてい

ます。

三つ目は、他部局との連携が不十分だった。廃棄物担当部局は、他の部局と十分な連携をとっていたとは言えないし、他の部局も環境への被害が懸念される情報を速やかに廃棄物担当部局に伝える体制をとっていたとは言い難い。これは、具体的には農地法の農地転用の話とか、肥料取締り法に基づく立ち入り検査の話をしてはいますが、それぞれ農林部局の方からそういう情報も特に入ってこなかったし、廃棄物担当部局の方でも農地法の問題とか、肥料取締り法の問題、それに係る法律について他部局、当時の農林部の方に照会もしていなかったということを言っております。そういうことで、他部局との連携が不十分だったと。廃棄物担当部局は、本事案に関係する他の部局に協力を要請し、連絡を密にすべきであった。それをしなかったところに県の落ち度が認められるということで、この平成 8 年 6 月 6 日以降の問題点としては、この三点について県の落ち度があったという証言をしております。落ち度があったところに、県の行政責任があるんだというふうな評価です。この三点について落ち度があり、その点については行政責任があるんだという評価をしております。

以上が県の行政責任についての評価の概要であります。

次に今後の廃棄物行政への提言ということで、再発防止策を提言しています。

一点目は、3 ページに移りますが、一つは業者に対する毅然とした態度が必要である。悪質な業者に対する場合には、行政が毅然とした厳しい態度で臨む必要がある。これは当時、県としては行政指導、指導という形でやってきたということに対する裏返しになりますが、そういうことで毅然とした厳しい態度で臨む必要があると。行政処分の権限の発動に過度に抑制的になることなく、必要があれば積極的に権限を行使すべきであろうと。行政処分の権限の発動という、要するに営業停止処分をかけるとか、許可の取り消しをするとか、そういうものにも悪質な場合には進んで、積極的に進んでいって欲しいということをしております。

二点目は適切な情報収集に努めるべきである。不法投棄や不適正処理が疑われる場合には、廃棄物処理法上の立ち入り検査、報告徴収権限を最大限行使して、情報収集と事実把握に努めるべきである。これは、平成 8 年 6 月 6 日に立ち入り調査を拒否されたときに、もっと廃棄物処理法の立ち入り権限の解釈とか運用について内部で検討なり、当時の厚生省に照会するなりして、もっと積極的に、最大限にそういう権限を行使すべきであったということからの提言になります。

三点目は、担当職員の意識感覚の重要性と監視活動の継続性、一貫性の確保。環境行政、廃棄物行政に携わる者には、情報の真に意味するところを的確に認識し、その背後にあるものを推し測る感覚が重要となる。また、職員の異動に

より担当者が変わっても継続性、一貫性のある監視活動が行われるような体制を整えることが必要である。また以下の、継続性、一貫性の話は、要は担当者が代わって、うまく問題の業者について、担当が代わった場合に引継ぎをしていく体制ですね。そういう引継ぎの体制もまずかったのかなということです。

四点目は、廃棄物担当部局と他の部局との連携強化が必要である。これは不法投棄等を示唆する情報を得た部局は、速やかに廃棄物担当部局に情報提供をするという体制を構築すべきであるし、また廃棄物担当部局でも必要に応じて他の部局に協力を仰ぐという仕組みを作る必要がある。

五点目は、警察との連携強化。不法投棄が疑われるが、行政の手に余るという場合は、警察へ情報提供をし、捜査を促す必要がある。大切なことは、どの程度までを行政レベルで処理し、どこからを警察に委ねるかという見極めである。このへんのところは、当時県の担当者としましても、正式な形で警察の方に情報提供なり、捜査依頼はしていませんでした。それは担当者としては何とか廃棄物処理法の範囲で、廃棄物担当部局で何とかしようという認識、意識があった、強過ぎたこともありますが、やはりこういう悪質な業者で、行政の手に余るというふうな見極めしたときには、やはり直ぐ警察に情報提供をする必要がある。ただ、その見極めが多少、どこでその見極めをするか、これは確かに難しい問題ではありますが、そういうことを提言しております。

最後に結論ということで、本事案について県行政に一定の落ち度があったことを認定し、再発防止策を提言したが、本委員会としては県がこれを真摯に受け止め、検証結果を今後の廃棄物行政に生かし、二度とこの様な事態を引き起こすことのないよう、県において十分な対策をとることを求めるものである、ということで結んでおります。

検証結果報告書の全文としましては、17 ページまであります。もし、全文読みたい、必要だという方がいらっしゃいましたら、役場の民生課の方に何部かコピーしたものがありますので、どうぞそちらの方で。

以上で私の方からは検証結果の概要ということで説明を終わらせていただきます。

前田部長： ただ今担当から検証結果の報告の概要を説明させていただきました。担当部長として、私からもお話をさせていただきたいと思います。

県の行政責任について、この報告では平成 8 年の 6 月 6 日に三栄化学工業が本県不法投棄の主要な現場となった土地への立ち入り調査を拒んだ日以降は、不法投棄を行っている高い蓋然性があるものと認識し、可能な限りの手段を尽くして、行政調査を行うべきであったにも関わらず、調査が不十分であったことに県の落ち度があるとしております。

また、警察への情報提供、連携、関係部局との連携が不十分であったことに落ち度があるとしております。県としましては、これまで、当時は住民からの情報などに基づいて立ち入り調査、早朝・夜間監視など、出来るだけのことは行ったものの、極めて悪質、巧妙な業者であったこと、地形的なことなどからも発覚が遅れたものであると認識をして参りました。しかし、この度検証委員会から県に落ち度があったというご指摘がありました。昨日、知事からこのことについては厳粛に受け止め、県民、地元住民の皆様にお詫びをするとの考えが、記者会見の席で表明をされました。私は、知事から、直ちに地元へ赴き、地元の方々にこの知事の思いを伝えるようにという指示を受けて参りました。

県としましては、これまで当時は出来る限りのことは行ったと認識して参りましたが、検証委員会からご指摘のあった落ち度については厳粛に受け止めて、住民の皆様にお詫びを致します。

県と致しましては、一日も早く住民の皆様の不安を解消するように、現場の原状回復に全力を挙げて取り組んでいくこと、それを県の責任だと捉えて実行して参りたいと考えております。

また、検証委員会からは、再発防止策のご提言がありました。これを受けまして、知事からは関係部長に対して再発防止のための対策を講ずるよう指示がございました。県では、本事案をはじめとする悪質な不法投棄事案を契機として、また廃棄物処理法の改正による規制の強化等を踏まえて、不法投棄防止対策を講じてはきたところですが、検証委員会からのご提言のありました再発防止策につきましては、再確認しながらこれを実施し、今後二度とこの様な不法投棄が起こらないよう、これからの廃棄物行政に生かして参りたいと思っております。

今後は、一日も早い原状回復に向けて、田子町の皆様のご協力も得ながら取り組んで参りますので、宜しくお願いを申し上げます。

以上でございます。

司 会： ただ今の説明に関しまして、ご質問等を承りたいと存じます。マイクを用意してございますので、挙手をされて、マイクを使ってお願い致します。

住 民： まず最初にお聞きしたいのは、今回私、不法投棄対策チームがこういう弁明にくるとは思っていなかったのです。というのは、検証委員会の報告を受けたのは、確か総務というふうなお話でしたよね。違いましたっけ。そのへんちょっと私の記憶違いかも知れませんが。

山田副参事： 検証委員会の事務局を総務部が務めていたということでございます。検証

委員会の報告は、県の知事に対して報告があったということで、我々環境生活部の方にその内容的には我々環境生活部の方の内容で、今説明しましたような落ち度があったということで説明されたという、そういう検証結果だということでございます。

住 民： 何となく釈然としないところがあるのですが、随分酷なことをさせるなと思いまして、自分の罪状をわざわざ並べたてに来なければならないというのもまた、鎌田さん達も大変だなと思って今聞いていたのですが。

話は次になりますが、これを検証委員の方達がやったものですから、私も分からないし、さん達も分からないのかもしれないのですが、この時期を分けたということに何か意味があるのですか。その責任について、以前と以降について。それがピンとこないのですが。

山田副参事： それは検証委員会の先生方の判断、色んな資料、私達は要するに昭和 55 年の一廃の届出、それから千葉の生ゴミの問題、それからずっと平成 11 年の、当然 7 年の燃えガラの問題もある、それからずっとって 11 年の強制捜査、そこまでの年表を作ったものがあります。あの年表に基づいて全部資料を出して、その資料を先生方が分析した結果、平成 8 年 6 月 6 日が一番のターニングポイントだったというふうな判断でやったようです。

住 民： ですから、見ていけば確かに落ち度と、甘さというふうに分けてはいるのですが、結局全体としての責任は認めたというわけではないわけですか、そうしますと。そのへんの時期を分けて、極端な話をしますと、以前の職員は責任を問われないと。それ以降は問われる可能性があるのではないかと、そういうことなのかなと思って見ていたのですが、最初は、どうでしょうか。

山田副参事： 時期を分けて行政責任がある、ないという、とにかく不法投棄が事実でありますよね。その不法投棄自体について責任があったということですから、その時点、時期を分けて責任がある、ないというふうな、そういう判断はしていませんが。そこまでの判断は、とにかく、不法投棄がなされたという事実に対しては県の落ち度があった、責任があるんだということ。

住 民： 全体としてはあるということですよ、ですから。

山田副参事： そのへんは、ですから、この検証結果ではそこまでどう判断するかははっきりしませんが、ただ、分けたのはそこがターニングポイントだったというふう

な説明です。

住 民： 素人目にターニングポイントとかそういうものは確かに頷けなくはないところはありますが、ただ一連の流れがあるわけですね。ですから、そこで何故こうはっきり分けているのか。それは当然責任の所在が違うわけでしょう。言葉から言えば落ち度と甘さ、どちらも似たようなものだと思うのですが、私は。本来であれば検証委員の先生方に来ていただければ一番分かり易いと思うのですが。一般市民からすれば、どうもそのへんが飲みこめないというか、納得出来ない点なのですが。

福永次長： 今、山田の方からも説明していますが、先ほど概要で説明ありましたように、検証委員会の先生方は、色んな資料を見て、または説明を受けて、その内容を十分に吟味し検討し議論した結果、やはり8年、平成8年6月6日、この時点で立ち入りを拒否された。そこを、そういうことがあったということについて、十分に行政としてはそういうことがあったということについては十分に何故なのか？ということを考える必要があったのではないかと。そこらへんを十分に確認というか、立ち入りを拒否されたというそれだけで終わってしまっていると。じゃ、立ち入りについてどういう方法があるかとか、あるいはこういうことで立ち入りを拒否したということであれば、尚更怪しいと思わなければならない。そこらへんの認識も非常に甘いというようなことで、そこをターニングポイントだというふうに検証されたというふうに、この検証の報告書から我々も考えているということでございます。

住 民： ですから、はっきり言ってしまうと、この検証、私もある程度資料を読んでみたのですが、何を言わんとしているのかがよく分からないのです。何を検証したのか。一々、そういうふうに時期を分けて、じゃその責任はどう違うのか。甘さ、落ち度、これこそ本当に言葉の遊びであって、私共にはちょっと理解出来ないところなのですが。

福永次長： それについては、それぞれ皆さんの受け止め方はあると思いますが、我々はこの検証委員会がきちんと検証された結果として、こういう報告書はなされた。そして、県に落ち度があるという、その落ち度がある点について個別に、先ほどからありますように、三点言われている。その一番のターニングポイントが平成8年6月6日であったというふうに検証されたということに厳粛受け止めているということです。

住 民： 厳肅に受け止めて、それは結構なのですが。そもそも検証委員会を立ち上げた時から、私共は、私は田子の百人委員会の役員をやっているのですが、おかしいと言っていたわけですよ。それは皆さんもご存知だと思うのですが。そもそも別部門、総務とは言いながらも同じ県の中の組織が、同じ部局のものを検証すると、これはどう考えても客観性は確保出来ない。担保出来ない。これは素人が見てもそう思いますからね。ですから、本来であればここに不法投棄対策チームが来て説明するということが、余計まやかかしじゃないかという疑いが持たせられますよね。

山田副参事： 総務部が環境部を検証したというのは、何かそういう感じで私は聞き取ったのですが、そうではないです。

住 民： そうではなくて、前におっしゃってましたでしょう。総務の方のまず一応の所属というんですか、何かそんなことを言っていましたよね。

山田副参事： 総務部が事務局にはなっています。

住 民： ですから事務局と何が違うわけですか、そのへんから説明してもらえますか。

山田副参事： 実際に総務部で事務局になったのは、会場の設定とか、先生方の時間の調整とか、そういう形でしかやっていません。事務局としては。

住 民： 余計おかしな形だと思うのですが。皆さんはそう思わないのかもしれないのですが。私共から、端から見ていますと、何をやっているのかちょっとはつきり言って如何わしいといえますか。そういうイメージしか持てないのですが。

福永次長： さんがおっしゃっていること、さんなりに色々疑問を持たれているんだと思うのですが、ただ、あくまでも県として色々皆さんから行政責任があるのではないかと、これだけの大量の不法投棄があったことについて、行政責任があるのではないかと言われているということで、県として検証しなければならないという考え方で、まず、どういうふうによれば一番客観的に出来るのかということで、外部の方をお願いをしてやるのが一番良いだろうということで、その事務を、具体的な事務局として、その事務を単に総務部が行ったというだけであって、あくまでも県の何処かでやらなければならない仕事、その事務局は。それを総務部がやったということで、検証そのものは、外部の方に客観的に第三者の目で見えていただくということでお願いしたと。その結果、こう

いう報告書が出てきたということでございます。

住 民： 今、 さんが申し上げたのは、いわゆる裁判で言えば被告の立場にあった環境部の皆さん方が、その罪状について説明をするのはおかしいのではないですか、こういうことなのです。事前、あなた方が罪人だという、決め付けた言い方ではありません、例えです。そういうことになりますと、当然総務部できて、主催をして、この会を持つべきだったのではないかと。そういうことに皆さんは疑問を感じませんか？ということを行っているわけです。皆さんが来て悪いという話ではなく、当然、皆さん方がお出でになって、いわゆる検証結果について知事がお詫びをしたというのであれば、その知事と同じ線上下でお詫びをしにきたわけでしょう。罪の言い訳をしにきたのですか。そういう態度が、住民を余計硬化させるわけです。あるいは折角お出でになる皆さん方から、いわゆるこの検証委員会の結果について、どう受け止めたかと。もっと悪いことをしたのだけれども、検証結果はサラリといったなど。いいあんべしたなど。そういうふうを受け取ったのか。そうでなければ、何と言いますか、そのことを受けて皆さん方が今まで我々に説明してきたことについて、我々には過ちがなかったんだと。そう言い続けてきたことと、今回のこととはどう関わるのですかと。こういうことをまずお聞きをしたいということなのです。ですから私は前の方が申し上げたことはその通りだと思うのです。どうして、例えば百歩譲って、どうしてこれはチームリーダーの招集になるのですか。何で部長ではいけないわけですか。部長さんが折角お出でになる。それで町長さんと連名で文書を出すについて、通知を出すについて、部長さんではいけなかったのですか。部長さん、如何ですか。

入口でこだわるわけではないのですが、皆さん方がそんな事はどうでも良いんだという答え方をするから。

福永次長： 今の最後のご質問の方に最初にお答えしたいと思います。

これはあくまでも大意はございません。今日、こういうことで報告会をしたいということで皆さんにお知らせをすると。県としてこういう報告会をするというお知らせの文書ということで、特に他意があってチームリーダーの名前にしたわけではございません。その点にご不満があれば、その点はお詫びしたいと思いますが、全く他意はございません。皆さんにお知らせを出来れば良いということで考えておりました。

それから最初の方のお話ですが、何故総務部が来ないのだというお話がございました。あくまでも検証は県として検証を自ら行ったということでございます。その結果として、環境生活部でこれまでやってきたことについて、これこ

れこういう落ち度があったということで責任があるというご指摘を受けたわけです。ということで、その報告とご指摘があった、落ち度があったというようなことについて、やはりお詫びをするのは環境生活部の方で皆さんの所にお邪魔をしたということでございます。

住 民： どうも私共の聞いていることにストレートに答えて頂けない、これは今に限らないことなのですが、毎回、いつもそういうふうな感じですが。何故もっと素直に答えることが出来ないのか、非常に私共とは人種が違うのかなと思ひまして、同じ日本人でありながら、何時もそう感じているのですが。

県自らが検証したとおっしゃいましたが、そこがそもそもスタートからしておかしいのだと私達は言っていたわけですが。自分で自分の罪を判断するなんて、こんなのは神様でもあるまいし出来るわけがないというふうなことをずっと言ってきたわけじゃないですか。確かにこの報告書を見ても、申し訳ないのですが案の定と言いますか、非常に甘ったると言いますか、責任というのは何なのですか。じゃ、行政責任、行政責任と言っていますが、落ち度というのは、具体的にどうするということなのですか。そのへんが全然不明確なのですか。

福永次長： 結局、こうすべきであったと思われるけども、こういうことをしなかったということで、三点言われているわけです。そういう意味で端的に落ち度と。それからその前のお話、 さん、同じ日本人でありながらということで、ご指摘を受けたのですが、県自らが検証するということですが、先ほどから言っていますように、県が内部の県の間人を使ってやれば確かにそういうことになるということで、そこらへんは全く外部の方をお願いをして、客観的にやっていただくということで進めています。その点は是非理解していただきたいと思うのです。そのために全く県とは関係の無い方、学識経験者とか法律的な知識のある方とかをお願いをしましたが、その、あくまでも県とは関係のない方に客観的に外部の目を見ていただくということでやっていますので、その点は私は理解をして頂けるのではないかと考えていますが。その食い違いというのは、私は さんのおっしゃっている主旨がまだちょっとよく分からないのです。

前田部長： 総務部が窓口になりましたと言いましたが、その報告書をもらった後に、私共担当の部局が呼ばれまして、総務部長と知事の所からこういう報告が出ましたと、そういうふうなことで私共はその後で受けました。従って、私共はその受けたことに関して、知事からも提言のあったことに対しては速やかに対応すべきだし、更にまた落ち度のことについても認めようということで、私共は、

私達が来るのが当然だと思って、一つも疑ったことはないのです。今回、この報告に来るのは私共の今まで色々な形で田子の皆さんと色々な形でやってきたわけですので、私共がこれを受けた時点でこういうふうに、今まではそうではないと思っていたけども、そして議会でもそんなふうにしてお話をしてきたけども、これを指摘受けたことに関しては厳粛に受け止めて、このことを謝ってくるのは私達の仕事だと、私は直ぐにそう思いました。知事からもそんな話がありましたので、昨日のことですぐに今日、出来れば、出来るだけ早くと思って今日の設定をさせて頂きましたけども、それは私共の、私共が来てお話をするのが一番分かって頂けるのではないかという思いからであります。

住 民： 十数年前から町民が騒いで、色々な兆候があったにも関わらず、聞く耳を持たなかったということは今更県が落ち度を認めたことに対して、我々は町民の声を聞かない行政の処理の不信という、それだけが残った感じが致します。

ただ、落ち度を認めた限りには、速やかに今あるものを全量撤廃してもらいたい。今後の対策というものは、どの様になっているのか。古い話、また前の話をしても始まらない。落ち度が悪かったということになったら、その気持ちを全量撤廃、またはその様な処理に向けてもらいたいと、そこをお願いしたいのです。

鎌田リーダー： 今、お話がありました。我々もこういうことでお詫びをして、これから、先ほどもお話の中にありましたが、今後出来る限りのことをするというのが、これからの行政の責任だと思っております。これを全量撤去する、あるいはどういう具合にするというのは、今、技術部会を開きます。そこで色々な意見を伺いながら、またこちらの方とも相談しながら決めていきたい。この間開きました技術部会で三つのケースを出させてもらいました。その三つのケースで色々なことを検討し、そして意見を伺い、そして県のやり方というものを皆様の方にお示ししながら、またそれに対する意見を伺ってそれで決めていきたいと考えております。

いずれにしても、今、国会に新しい新法、措置法が提案されております。情報によれば、5月の連休明けに衆議院の審議が始まるということでございますので、非常に遅くなる可能性はありますが、出来る限り、やれることからやっていきたいと考えております。

住 民： ここでお願いがありますが、そういう撤廃処理というか、色々な処理をする段階で色々なチェックをする機能といいますか、それを町民の方々、今は百人委員会なんかがありますから、その人達と一緒に処理方法をみて、そし

てチェックをしてもらうというか、そういう相談というか連絡を取り合ってもらいたいと思います。

それから色々工事が入ると思いますが、その工事に関して田子の業者、そのものを優先的に使ってもらいたいということをお願い申し上げます。

司 会： その他ございませんか。

住 民： 今日は検証委員会の検証結果についての報告という形での皆さん方のお出ででありますので、中心的な問題に話を戻してまいりたいと思うのですが、私共は3月28日に百人委員会の役員会を開催致しまして、両県で何と言いますか、両県の検証結果について討議を致しました。その結果として、見解をまとめてあります。ただこれは、皆さん方に申し上げてもしょうが無いのかなという感じはしますけども。

まず、さんが先ほど申し上げましたように、この委員会というものはどちらかというと、自分の責任を自分で問うという仕組みになっていたということで、確かに私共も問題無しとしないというふうに申し上げて参りました。ただ、全国を見てもこの種の事案と申しますか、事件に関する委員会の中では例を見ないような委員会であったところから、その検証結果というものに重大な関心をはらってきた。それはどういうことかということ、廃掃法を巡る許認可権の行使と、行政裁量についてどの様に両県で裁定するのかと、どの様に検証するのかということを中心とした見所として、私共は関心をはらってきたわけです。両県の検証結果を見ますと、例えば許認可権の行使にあたって、許可・認可の更新、あるいは変更等についてかなり評価が分かれたということでもあります。どういうことかということ、青森県側は何と言いますか、県に落ち度があるとは言えないという、いうなれば落ち度はなかったんだという検証をした。それに関して岩手県の方は、違法性ありというふうに断じている。この違いというものを我々はかなり注目したわけです。同じ現場で、同じ事案と言いますか、そういうものの中で、岩手県の方は何と言いますか、許認可の数も少ない。更には、不法投棄の量も少ない。悪徳業者に対する摘発の動きと言いますか、そういうものについても岩手県がいち早く警察と連絡をして取りかかってきたという、その県の方が寧ろ厳しい検証の結果になっていると。青森県の方はお構いなしとした時に、岩手県の方の検証の結果というのは、違法性ありと。こういうことを見ますと、両県に行政責任についての理解の相違がある。従ってこれは両県で何とかすり合わせをして頂いて、そして一定のものに、岩手県も青森県も同じく理解出来るような形の中で、行政責任を果たして頂いてもらわなければならないのではないか。こういうことを感じたわけです。

先ほど、何と言いますか、8年の6月6日以前について、お構いなしとしたそのことで、皆さん方は本当にそういう評価になったので、我々は、以前はお構いなしで良いんだと。そういうふうに現在お考えなのですか。例えば、廃掃法に照らして、絶対我々の行動、行為というものが文句のつけられないような、完璧なものをしていたと言い切れるのですか。部長さん、どうですか。

前田部長： 落ち度があったというふうなことに關しては、違法性という言葉とは違いますが、私共は非常に深刻に受け止めております。

それから前段の甘さというふうなことに關しても、甘さという指摘があったというふうなことは、そういう形で甘さがあったというふうなことで受け止めております。ただ今までずっと私共は出来る限りのことをしてきたのだという、そういう認識のもとに色んなことの対応をしてきましたし、対外的にもそういうふうなお答えをしてきましたので、この報告書が出た時点で私共は甘さに対することの認識、それから落ち度があったというふうなことに對する認識、それを受け止めてこれから進めて参りたいと思っているところです。

住 民： それで許認可権の行使についてであります、三栄さんに許可の更新なり、別の許認可を与えたこと、そのことについてはどの様にお考えですか。

福永次長： その点については、確かに違法性があったとか、落ち度があったという言い方はされていませんけども、非常に対応に甘さがあったという厳しい指摘は報告書の中でされております。その点については我々も非常に反省しています。今後はそういうことがないように、業者に対して厳しく当たる、厳しい姿勢で臨むということは、今後の再発防止対策の中でも謳われていますが、我々もそういう気持ちで臨んでいきたいということで、十分に反省しております。

住 民： それから、いわゆる検証委員会に指示された三点ありますよね。更には後段の今後この種の犯罪を再現させないための五点の検証結果の報告がありますよね。これをどの様にお考えですか。特殊なことをしなければならないというふうにお考えですか。

鎌田リーダー： 今のお話ですが、まず先に後段の方の五点の再発防止策が指摘というか、提言されておりますが、それについては、これは平成8年6月6日、あるいはそれまでの間、その時点でこうしたことをすることが再発防止策に十分機能出来るのではないかという話があったわけですが、これについてまず一つの業者に対する毅然とした態度というのがございます。これについては、過去今ま

で何回も法律が変わってきて、その度に厳しく規制の強化という言葉を使えば良いのかどうか分かりませんが、厳しくなっていております。また、行政処分の方針についても、国で明確に平成 13 年度にこういうものはこういう取り消しである。こういう事案に対しては何週間の行政処分だという具合のものが出てきましたので、それを受けながら我々は行政処分というものを厳密にこれから発揮していきたいと考えております。

適切な情報収集ですが、これは平成 10 年度からですが、不法投棄監視員というものを各市町村にお願いして、不法投棄監視員の方々を置いております。そして色々な情報を得て、そしてそれに対処していこうということにしているのと、それからもう一つは、去年の 6 月に不法投棄撲滅青森県民会議、こういうものも作って参りました。そして、色々な業界の方からその不法投棄の情報を得ていこうという具合にしておりますし、またその不法投棄、疑わしい不法投棄の現場には、夜間でも休日でも出て行って、そして監視ということをしながらか事実確認をしていくという情報収集も今の段階ではしております。

それから担当職員の意識、感覚の重要性とか継続性、一貫性ですが、これについては、随時職場の中では研修、あるいは相互の話合い、そういうことで資質向上ということを一生懸命やってきております。また、平成 13 年度から警察官のOBの方々にお願いをして環境管理専門員、こういう方々にお願いして一緒に仕事をしてもらっています。警察もっている、いわゆる監視とか、そういうノウハウを行政の中にも取り入れようということやってきておりますし、また、本庁と出先機関の関係というのも非常に重要になってきますので、連絡を密にしてやってきております。

それから大きな問題であった他の部局との連携ですが、これはもう警察も含めて色々な農林部、今回であれば農林部とか、そういう部との連携も会議を開きながらやっていかなければならないし、やってきております。特に警察との連携というのは、今現在、うちの不法投棄対策チームに 1 名、それから環境政策課の方に 2 名、昨年より 1 名増員して警察官を入れて、色々な警察本部との交流を図りながら連携をとっていっていると。既に今年度、昨年度ですが、不法投棄が 3 件立件されておりますし、今また調査、あるいは警察で言えば捜査ですか、そういうものも行われている事案があるということでございますので、そういう具合に五つの提言については色々やってきているし、またこれからは色々な意見を伺いながらやっていきたい。そして、不法投棄を出来るだけ少なくしていきたいという具合に考えております。

住 民： 漠然とした言い方しか出来ませんので失礼致します。

よく、いろんなテレビで田子町を放送してくれるとき、よくゴミのことで有

名になってしまいました。私は農業をやっている者として、とても残念に思っております。田子町は自然が豊かで、綺麗な水で物を作っているということでアピールしてきた私達にとって、このゴミはとても残念なことです。これから先、私達が農業を続けていく上で是非とも真剣に取り組んでいただきたいものだと思っております。特に田子町はニンクとかで一生懸命取り組んで参りました。ただ、物を売ったりする時に、ゴミということだけで風評被害を受けたりすることもございました。そういう点についても、もっと厳しく取り組んでいただきたいと思います。

私達はやはり、ここの地で生活していかなければならないものですので、そこらへんをどうぞ宜しくお願い致します。

前田部長： とても良い意見だと思って聞いておりました。風評被害のことについても、とても大きな問題だというふうに受け止めております。風評被害のことに関する色んな取り組みも地域の方達、町長をはじめとする地域の方達と共にそういうふうな防止に対して、ただ単に色んなことをやれば良いというだけではなく、色んなことを捉えながらやっていかなければならないと思っておりますので、この後もしっかり取り組んで参りたいと思います。

住 民： すいません、いいですか。今、風評被害、後で私も言うかと思っていたのですが、さっきから私がやかましく、責任、責任と言っているのはそこがメインなのですが、その点を本当に今、部長さんがそれなりの当たり障りのない言葉でおっしゃいましたけども、やはり地元の人間は一番それが気になるし、今後もずっとそれと関わっていかなければならないわけですよ。どの程度皆さんがそのへんを、こちらにすればもう死活問題なわけです。言葉で考えて、これから努力します、努力目標じゃないんですよ。実際、生きるか、死ぬかの世界に入っていくわけですから、もっと真剣に考えてもらいたいと思います。

それから、再発防止策とさっき さんが言った意図がどうも鎌田さんに伝わらなかったのかと思うのですが、これは特別なことだと思いますか？私共が見て、極々当たり前のことをただ並べているとしか思えないのですが。そのへんは、どういうふう考えていらっしゃるでしょうか、鎌田さん。

住 民： 関連です。今先ほど、質問し切れていなかったのですが、お答えの後でという、そういうことであれしたのですが。今後の何と言いますか、注意をすべき事項 5 点と、指示をされた 3 点についても格別特殊なことではないのですよね。日常、常識的にやられていなければならないものやっていないという指摘なんですよ、この指示は。だから、そういうことを皆さん方はどう感じています

かという、そういう聞き方を私共はしているわけです。何でもなし、普通、廃掃法というものの運用を巡って、かなり何と言いますか、検証委員会の中でやり取りがあったみたいですが、どう解釈するかということよりも、その幅が広いとか、解釈の幅が広いとか狭いとか、そういうことで理屈をこねていないで、廃掃法というものが、何のために、誰のためにあるのかという、そういうことを前段に考えれば、自ずと産業廃棄物の不法投棄を防ぐための手段というものがあつたんだと。こういう指摘なのです。すべきことをしていない。こういうことについて皆さん方は、今指摘をされたわけだ。そんな特殊なことではないのです。だから、普通のことを普通にやれば分かったものを皆さん方はしないではなかったではないですか、ということはどうお考えですかというふうにお聞きをしたいわけです。

山田副参事： 三点落ち度として認定しています。再発防止策というのは、落ち度として認定したものの裏返しですよ。その落ち度と認定したことをちゃんとやっていけば、やれば再発防止策になるわけでありまして、落ち度として認定したことは、要するに廃棄物処理法上やるべきであったことをやっていなかったら落ち度だと。そこに責任があるといっていますから、それは当然、当時廃棄物処理法上県がやるべきであったことをやらなかった。だから落ち度だと。それは当たり前のことかどうかという、当たり前というのはよくあれですが、それは当然廃棄物処理法上やるべきことをやったと認識しています。そこをやらなかったから落ち度だと、そういう認識。

ですから、廃棄物処理法上やるべきであったことをやらなかったということですよ。だから落ち度だ、責任だと。

福永次長： それについてどういうふうに認識しているか、今、山田の方から説明しましたようなことだと思うのですが、それについて我々がどういうふうに認識しているのかというのを、皆さんがお聞きになったのだと思います。それについては、最初部長が皆さんにお詫び申し上げるということでお話をしました。まさしく我々は落ち度があつた、申し訳なかったということで、皆さんにお詫びするという認識でございます。

住 民： そうしますと、何と言いますか、落ち度として指示、指摘をされた三点というものが、不法投棄された 67 万 m<sup>3</sup>とイコールであるというふうに理解をしていいのですか。

福永次長： ご質問の主旨がよく分からないのですが、申し訳ございません。どういう主

旨なのか、もう少し言葉を足していただければと、申し訳ございません。

住 民： 申し上げた通りです。我々はこの指摘の三点というものは、いわゆる綴られている文言を見る限りでは、かなり業者より、皆さん方寄りの、行政寄りの裁定だと。いわゆる検証結果だと見ているわけですよ。それでも、色々言葉を尽くして落ち度として、落ち度という表現で皆さん方の間違い、しなければならなかったことを指摘をしたと。そういうことをどの様に重大に、あるいは、我々は大変重大なことだと理解をしていますが、皆さん方の様子を見ると、どうもそういう様子が見られないと。軽微な交通違反でも免許証の不携帯程度のものではないかというように見ているのではないか、感じているのではないか。要するに、このことの重大さというものをどう理解しているかということなのです。今まで完璧だと、間違いなかったと、これしか方法がなかったとやってきた皆さん方が、第三者の機関から見ると、ボロボロと出てきたと、こういうことでしょう。しかも我々から見ると、この検証結果というものはかなり甘い。そういうふうに私共は見解を出しています。それは、我々の住民としての何と言いますか、常識と言いますか、それに照らしてであります。少なくともこの常識というのはそうズレはないんだろうと考えているのです。ですから、そういうふうに三点指摘されたそのことをどう受け止めるか。その結果 67 万 m<sup>3</sup> の不法投棄がなされたんだというふうに我々は理解しても良いのですか。

前田部長： 私共は、今までのところ特別やれることはみんなやってきたと。今まではそんなふうな形でやって参りました。でも、この指摘を受けた時に、これは大変重く受け止めております。落ち度という言葉を使っておりますが、私共は大変重く受け止めました。従ってそれは、すぐに私共が検証委員会で言えば被告側に立った人間達です、私共は。そのことを受けて、私共の口から田子町の皆さんの所に行って、こういう報告を受けました。こういうふうな形で知事からもありましたが、私共からも皆さんに直接というふうなことで、そういう思いが重かっただけにすぐに参りましたし、それからこういうふうな形で皆さんの所にお話をしているわけです。どんなことでも今日は指摘を受けますが、私共は決してそれを軽く受けているわけではございません。それだけは分かって頂けたらと思っております。

住 民： 何故、先ほどからクドクド言っているのかと言いますと、今までも県の職員の方とは色々とは話はしてきたのですが、今後もしよいよ予算がついて事業が本格化するという段階に入ってきましたよね。ただ、どう、何回やっても私共が質問したことに対して素直に答えてくれない。こういうのを何回も私共は経験

しているものですから、これから事業とかそういう段階になった時に、果たしてこれからも田子の住民とか、田子のことを考えてやってくれるのかという、凄い疑問があるのです。皆さんは、やはり私共とは感覚が違うのかもしれないのですが、私共は本当にただの一般人ですから言葉遣いとかそういうのもよく分からないですし、多分に暴言を吐いたりするときもありますが、ただ、やはり気持ちは今部長さんがおっしゃったように、本当にあのゴミを何とか片付けないともう田子の将来はないんだと。そういう気持ちで動いていますから。そのへんの気持ちをくんでいただきたいのです。多少、舌足らずのところはあるかもしれないんですが、何回話をしても素直に返答が返ってこない。これは一体何なのかと何時も疑問に思っているのですが。恐らく言っても無駄なのかなと思っているのですが。

前田部長： 申し訳ありません。もしそういうふうにして私共の表現や挨拶や説明の仕方がそういうふうな形でしかも捉えられないとすれば、私共の表現がまずいということ。不徳の致すところだと思います。私共は何ら自分達が今考えていること、今やらなければいけないようなことを十分分かって頂きたいと思う、その思いだけで、それから今回のこともその後のことを進めるためにご理解をいただきながら進めなければいけないという、そういう強い思いだけでお話をしに参りましたので、何ら素直な気持ちをどこかに隠しているとか、そういうふうなことは全くございません。もしそんなふうにししか私共のお話を通じないとすれば、本当にそれは私共の表現の下手なところ、不徳の致すところだと私は捉えております。

住 民： すいません、私達だけで話しているようで。

実は、指示された三点の中で、他の部、環境部以外の他の部局との連絡不十分という項目がありますよね。これは、岩手県との比較の中で検証委員会は検証しているみたいですが、岩手県を例にとって、岩手県はちゃんと連絡を取り合って、警察と連絡を取り合って上手くやったのではないかという、そういう検証結果ですよね。私は寧ろ、それは当然として、同じ県庁の中で皆さん方が何と言いますか、競ってそういうものを教えないという、そういう体質があるのかも知れないけども、協力してやって当たり前という、そういう認識を我々はもっている。ただ寧ろ、県が委嘱をした産業廃棄物の不法投棄の監視員が、公式文書で八戸の保健所に提出をしたその報告書を全く無視したという、しかも、隠ぺいしたと言われても仕方のないような対応がその後続いた。こういうことが寧ろ検証委員会の中で、落ち度として評価されるべきであったと。この様に考えているわけですよ。ですから、同じ課、あるいは皆さん方の部に直接

繋がっている保健所。その当時は八戸保健所だったと思いますが、八戸保健所に出した書類が、皆さんの所で何ら生かされなかったと。これを検証委員会が不問に付したということは、明らかに検証委員会を読み違えているという、こういうことを感ずるわけです。

検証委員会を読み違えた部分を皆さんに言っても仕方のない話ですが、そういうこともこの三項目以外に相当な項目が、我々は皆さん方に突きつけたい。こういうことなのです。その指示されなければ、感じなかったという、その鈍感さが、あきれて物が言えないという、こういうことなのです。しかも我々から言われて、渋々やるというような、そういう対応というものは、これはやはり行政の頂点にいて、政策集団としている皆さん方としては、かなり問題ではないかと私達は考えています。

先ほど、こういう誠意をもって私達が来たんだと部長さんが言われました。確かに、今日これだけ人数でお出でいただいたことについては、それなりに評価もしますし、感謝もします。ただ、今まで2月8日の合同検討委員会の中でも申し上げましたが、部長さんが早くお出でになるのを我々は待っていたと。早く来て、3月2日の時点で齟齬をきたしたんだから、その段階まで話を戻していただいて、そこからやはり人間関係、住民との人間関係を組み直して欲しい。こういうふうに部長さん以外の方がお出でになった時、何回か申し上げているのです。それが遂に聞かれなかったと。ですから、あそこまで言う必要がなかったのかもしれないけども、私が申し上げたということなのです。

一つお聞きしますが。前佐藤環境部長さんが、3月2日に来られた、その状況等の引継ぎであります、部長さんにはどの様な引継ぎになっていきますか。

前田部長： 前段の私が今まで色々な形で出てこれなかった、合同委員会以外のところでは出てこれなかったというふうなことに對しては申し訳ないと思います。私もこの県境不法投棄問題は、私の仕事の中で最も大事な仕事の一つだというふうには受け止めておりますが、私もその他の仕事も抱えておまして、なかなか調整が出来なくておりました。ただ、何時の場合でも私が出掛けてこれない時でも、次長とそれから次長級の参事には十分その前もっての連絡をしながら、その意図を伝えたつもりでありますし、帰ってきてからでもその報告を受けております。何時の時でも私が来れば良いのですが、そういうふうなことに關しては、さんからも直接お話が前にありましたし、両次長からもそのお話を伺っておりまして申し訳ないと思いますが、出来る限りで私も出て参ります。

後段のことに關しましては、佐藤部長からの引継ぎを受けましたときには、今後の対策としては、住民説明会で遮水壁による封じ込め案を提案した結果、住民からは全量撤去というふうなことを要望されたので、そのことを踏まえな

がら更に、そのことに関しては検討する必要があるというふうな引継ぎを受けております。ただ、今年度は引継ぎを受けたこの昨年度一年間は、そのことの他に合同検討委員会を立ち上げ、それから技術部会を立ち上げ、それから色々な両県で一緒にやるというふうな話合いをしたり、更には環境省の環境大臣がこちらに見えたり、その他の人達のところで見て頂いて、新しい国の支援策を立てていただくことに私共も随分足を使ったり、頭を使ったり致しました。こちらの皆さんにも、そのことに関しては大変支援を頂きました。そういうふうな沢山のことがございまして、3月2日の時点からの色々なことは、色々な形で進んでおりますが、そこからの引継ぎは私共はそういうふうな形で私が引き受けておまして、そのことに関しては少しずつそのことを進めなければいけないというふうなことで、遮水壁のこと、水処理のこと、10年間の時限立法で計画されているそのことで、どういうふうな形で出来るだけ効果的な形でやるべきか、というふうなこと等については、かなり時間をかけて検討してきたつもりでおります。

住 民： それでは、環境生活部長さんが今回お出でになりましたので、今後はそういう形の中で我々に対する説明が続くのかなと、そういうことでは、その分については了解をしたいと思います。

ただ、貴方がお出でにならないときに、毎回部長が来なければならないなどとは言っておりません。それは、やはり引継ぎを受けた段階で、当然来るべきだったというのが一つ。その後に、貴方がお出でにならない時の色々な説明会なり、出会いの場で、持ち帰って相談しますという言葉が今まで一回も無いのです。貴方が来ない説明会の中で、我々が要望なりをした際に、あたかも決定権者の如く、そこで我々の意見を全部シャットアウトの形で今まで、そういう形になっているわけですよ。我々が要望なり要求をした際に、やはりそれを聞くことではなくて、既に決定された事項を我々に押し付ける対応が目立つわけですよ。そういう住民説明はないでしょう。やはり、誰のために何のためにということを考えた場合に、あげて住民のため、国民のための仕事を皆さんがしようとしているわけでしょう。そういう時に、持ち帰って相談します、という言葉は今まで一回も聞いていませんよ。部長さんから、鎌田さんから。そういう対応の仕方はおかしいのではないですかと。体質的におかしいのではないですかというふうに私共は申し上げているわけです。ですから、そのことも含めてやはりお願いをしたい。

最後に、最後にというよりも、皆さん方の、例えば今、検証の結果を受けて、そしてそれなりに受け止めていますというお答えがありました。何が変わるのですか。皆さんがどう変わりますか。非常に重大に受け止めたというふうに部

長さん申しあげましたよね。おっしゃいましたよね。何が変わりますか、今までと。

前田部長： 私共はそのことに対して落ち度があった、無かったというふうなこと以前に、このことに対しては本当に早急に原状回復のために努力をして参りたいというふうなことはお話をしてきましたし、そのための努力もして参りました。それは何ら変わりありません。ただ、私共がこれを機会に、更に気持ちを引き締め、県庁の中の各部局との連携も更に深めながら、二度と再びこういうふうなことのないように、そしてまたこのことが解決していくことで環境行政の不法投棄の一つの大きなモデルとして頑張っていけたらと思っております。

住 民： 重大に受け止めるという、そのことの説明がよく理解できない。それは先ほど申し上げたように、それでは具体的に申し上げます。

その3ケースを今提案している、原状回復について。その中に67万 $m^3$ の全量撤去のケースもあります。皆さん方の責任の度合いというものを我々はその尺度で計りたい。ここで67万 $m^3$ を全量撤去、若しくは現地浄化でも良いでしょうけども、含めてそれを約束して下さい。

福永次長： 先ほど来、さんがおっしゃっている、来ても聞く耳を持たないとか、そういうお話については我々は全くそういうつもりはなかったのですが、そういうふうな受け止められているとすれば、非常に反省しなければならないと思っております。そして、これまで以上に地域の方に説明をし、また地域の方に意見を聞きながら色々とお互いに本当に、本当の意味での相互理解をしながら進めていきたいというふうな今話を聞きながら考えていました。

それから最後のお話ですが、それは、これについては先ほども鎌田の方から説明しましたが、現在3ケースについて、全量撤去の部分も含めて、3ケースについて今技術部会の方で色々検討している。今月にもまた技術部会を開催したいと考えています。その結果、どのような意見が出たか、そういうことをまた地域の皆様にご説明しながら、県としての考え方なども色々説明するという機会を設けたいと思っております。ですから、今の最後にそれを決意表明しろというようなお話については、その色んなものを総合的に踏まえた上で、また皆さんに説明したいということでご了解を頂きたいと思っております。

住 民： それでは、何と言いますか、そういうことなのです。部長さんが来ているわけでしょう。それではお聞きしますが、貴方は部長さんとしてお出でになったのですか。知事の代理としてお出でになったのですか。

前田部長： 部長として参りました。知事が担当部長に知事の意向を伝えよと。知事の思  
いを伝えよと言われましたので、担当部長として参りました。環境生活部長と  
して今日はお話に参りました。

住 民： それではお願いがあります。住民の意見として、是非知事にお出でを頂いて、  
説明方々、記者団に申し上げた謝罪をお願いをしたい。如何ですか。別に明日  
とは言いません。お忙しい方ですから、お約束できますか。

前田部長： 私共、県の仕事を幾つかに分けて仕事をしております。知事が全てのことに  
出掛けて、そういうふうなことが出来れば、それは一番宜しいのでございます  
が、そのためにそれぞれの担当部長がおります。そのための担当部長がその知  
事の意向を受けて、その部長として出掛けてきても良いと思います。勿論、今  
日お話があったことに関しましては、知事に明日伝えたいと思います。それで  
宜しいでしょうか。

住 民： いや、津軽の方にはしょっちゅう公用車で夜遅く出掛けているようですが、  
どうしてこの大事な事案について、自ら説明をなさらないのですか。この点は  
如何ですか。

前田部長： それとこれとはお話が違うのではないかと思います。十分 さんのお話、  
それから知事に来てお話をさせて頂きたいというふうなことに關しては、私のと  
ころから出掛けて参り、実は、私は「是非、私に行かせて下さい」と知事に昨  
日申し出ました。私のところでお話を、地域の方達にお話をさせて下さいと。  
それは何故かと言いますと、これからもずっと長い間、皆さんと共に色んなこ  
とをお話し合いをしながら進めていかなければならないわけです。そのことのた  
めには、是非この機会にお話を申し上げて、皆さんのお話も聞き、そしてこの  
後のことを進めていきたい。私共も正念場の年であります。10年の時限の立法  
が出来た時は、その中で何とか一番効率良く原状回復をはかりたい。地域住  
民の方達の不安を解消するように、仕事を進めて参りたい。そのための努力は、  
全力を挙げてするつもりでございます。

住 民： それとこれと申し上げましたが、その中身がよく分かりません。部長さんが  
言われる“それ”とは何ですか。

それでは良いです。先ほどうちの方の住民の代表で女の方から質問がありま  
した。農産物への風評被害、あるいは本当の被害というものが起こることが大

変恐れているという、こういうことでしたが、それに対してかなり曖昧もことしたお返事でしたが、具体的に田子町が風評被害対策でかなりのお金を支出していると、町の予算を。それに、新聞で公表されているものを見る限り、県が組んだ予算が 300 万何がしかですが、そんな半端なもので田子町の風評被害というものをあなた方は片付けるつもりですか。

鎌田リーダー： まず、今、当初予算にもった約 300 万、これについては田子町とまずすみ分けて、全部を全部県がやるのではなくて、あるいは全部を全部町がやるのではなくて、それなりのもの、例えばニンニク、あるいは牛肉、たまご、米、そういうものを何をターゲットにして分析すれば良いのかということで、その話をした結果として 300 万。ダイオキシンを中心に測定すれば良いじゃないか、まずは。それをやって、その結果を出して安全なんですよと。その他に環境への影響は今のところ出ておりませんと。ですからそういう今、田子町の農産物については、そういうことは絶対有り得ないというものを出していく予算として 300 万を出したわけです。それで今のところダイオキシンの測定をこれからやるわけですが、その時期があります、それから場所があります。そういうものを詰めながら行って、もし必要があればその周りの環境の調査ということも当然入ってくるかと思いますが、まだ物そのものが、いわゆる農産物そのものが汚染されていない状態だということを示していかなければならないと思います。そのデータを出していかなくてはならない、そうでしょう。そして、安心してもらうということだと思います。そのための予算として 300 万をもったわけです。

住 民： ちょっと考え方が違うんですね。風評被害が既に発生をしたということのものはあげて、県に落ち度があったために不法投棄になったと。その結果として、風評被害が出ているという、こういう関連で見た場合に、田子町が注ぎ込んだ風評被害対策費というものについて、県が全額みるべきでしょう。今まで使ったものについて。

例えば、15 年度の予算で組むものは、これからの対策費でしょう。前のものも見るということですか。例えば、14 年度に田子町で風評被害を防止するための対策資金として、大枚な、町の予算としては大枚なものを注ぎ込んできているという、そういう現実があるわけですよ。これはどういう補填の仕方をするのですかと。全くそれは関係ない、町の持ち出しだというふうにあなた方は言うのですか。

鎌田リーダー： 今のお金のことですが、町で判断されてニンニクの調査をやられたと思

います。それについては、やる所を指定されているということでありましたので、ニンニクについては町でやって頂きたい。その他について去年やったのはたまごの検査をしましたが、それについて去年やったものまでこれから県がどうのこうのということは考えていません。今もっているのは、15年度の300万でございますので。

住 民： 産業廃棄物の不法投棄というものが原因をして、その結果出てきた風評被害なわけです。それは県が関わり知らないという、今までならば通ったかも知れないけども、その落ち度として皆さん方のしてきたことが、罪状として検証されたわけですよ。従って、遡って波及することがおかしいという言い方かも知れないけども、そういうものに対する配慮が足りないのではないかと、こういうことですよ。これからも起こり得るでしょうし。それは、そういう今指摘されたその3点というものを合計しても、そこまで責任を負う筋合いのものではないというふうにあなた方が言うのですか。

鎌田リーダー： そういう考え方は県は一切持っていません。ですから、今年度、15年度の予算として風評被害をまず誤解のないよう、風評被害が出ないよう、そういう農産物のものに入っていないよ、そういう被害はありませんよ、ということをまず証明しなければならないわけですよ。それは、町と県で相談しながらやっていきましょう、ということなのです。

住 民： それは、風評被害の防止対策でしょう。将来に向けて15年度の農産物に風評被害が出ないために、当然やっていかなければならないことでしょう。14年の、皆さんと私共で話し合って説明したという、我々は説明、大した説明も聞いていないという感覚だけでも、そういうものの中で、やってきた中で風評被害というものが出ているわけですよ。これに対する考え方というか、それはどの様に我々が理解すれば良いわけですか。それは町で責任を持たなければならぬんだということですか。

鎌田リーダー： ですから、昨年と一緒にやっているわけですよ。そして、町でやらなければならない、町のデータが欲しいというところには町でやってもらい、県でやっても良いというところは県でやっています。そういうようなやり方をしているわけですね。

住 民： 町の状況は町の、私は町の職員でもなければ、行政に関係している者でもないんで、そのあたりは分かりませんが、もし今、町長さんはじめお出でに

なっていますから、そういう要望等があれば是非町長さんから発言をお願いしたいと思います。

田子町長： 風評被害というのは、緊急的に出て参ります。だからこそ、時としては県にお願いをしながら、県と県でやってもらえる分、また町は町として対応出来る分、それぞれにはやって参りました。かといって、そんなに県と一々相談をして、財政的な問題を考えてというふうなことで対応するというと、時期を失する恐れもあります。そういうふうな場合には、町は町なりに、これまではやって参りました。これから県がその様に予算措置をしているというものが一つの風評被害に使っていけるということであるならば、これから町と致しましては十分それらに対して相談をしながら、迅速な対応というものをやはりやっていかなければならないと考えております。

今まで、こうして黙って聞いて参りました。今日のこの様な検証委員会の報告に対する今晚は説明会ということで開催をされました。こうしてわざわざお出でになりました、部長さんはじめ県の諸々の方々。本当にありがとうございます。

本当に期待するのは何か。私は今まで住民の方々がもっている一つの不信というものが、今晚は説明の中で何とかして払拭してもらいたいものだ。そして、これからお互いが認識を共にしながら、理解し合いながら、そういうふうな体制というものがとられるということ、自ずからそこには色々な解決策というものは、私は住民の意向というものを大切にしながら、十分生かされていくはずだと考えております。

昨日はあの通り、知事さんの定例記者会見がありました。率直に県の一つの責任というものを認めになり、そして県民なり、町の住民なりに申し訳なかったという言葉が出て参りました。どうすれば最も理解が得られたか。今日のこの説明会に来るまで、私も考えて参りました。そこには、あの様な検証委員会が出してきた報告書、それを厳肅に受け止め、真摯に伝えていくということでもあります。

部長さんからは最初に知事さんの伝達というものがご報告になりました。そしてお詫びの言葉も出て参りました。厳肅というものは、そして真摯というものは、私はそこには相手に理解を与えられるようなものでなければ、私はどうしてもいけない。それは何かと、今まで住民説明会なり報告会なり、時としては両県の合同検討委員会などでも住民代表である方々、町に来るといって住民の中から、県は何故これまでにやってきたことに対して、申し訳ないということを書けないのか。毎回言われて参りました。ようようにして今聞くことが出来ました。それは、説明がされる前に、私は本当に申し訳なかった、そういう

ことが出てきたならば、私はもっと誤解というものは早く解けるものではなかったのかなと。それは説明会でありますので、当然説明はしなければならぬと思います。だが、人の心を動かすもの、それは本当の真摯な気持ちでなければならぬと思います。悪い、非があったならば、率直にそれを認めていく。そして、申し訳なかったら申し訳なかったという言葉が素直に出るようであれば、なかなか本当は理解というものは難しいなど。そうではなしに、今晚の一つの説明会というものは、私から見るといって、その様な今までのわだかまりというものが解けながら、その様な誤解というものが、不信というものが解けてくるという、これから先の話合いなり、色々な説明会、それらはもっともっとスムーズにいくはず。そういうものを期待しながら参りました。でもようようにして、その様な申し訳なかったというお詫びの言葉も出て参りました。でも、本当は冒頭からその言葉が出てきたならば、私はもっと誤解が早く解けたのではなかったのかなという思いが致してなりません。

でも、色々こうしてお互いの考え方なり、そういうものが出て参りました。かなりの認識というものが、理解というものが深まってきたのではないかと考えております。どうかこれからもその様な事柄を十分考えながら、私はあまり言葉を左右することはいたらないと思います。そうではなしに、率直な意見で共に語り合いながら解決策というものを探し出していってほしいものだと考えております。何分、宜しく願いを申し上げたいと思います。

司 会： その他ございませんでしょうか。  
さん。

住 民： うちの町長の話した後で話すのは話しづらいのですが、町長が最後話したようですので。ただ、今日は報告にきたということで、余計なことを聞かれないという考えで私はここに座っていました。けども、先ほど来ずっと聞いていますと、この三項目、この文章だけで詫びということになるわけですか。これから一日も早く、撤去なり、除去なりをするという話ですが、それはその通りだと思いますが、ただ、個々の責任というものはその中に入らないわけですか。今までやってきた中で。私に言わせると、かなり町民として訴えてきたというふうな気がしているわけですが、個々に処分なんかがあるのですか、ないのですか。そのへんをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ。先ほど住民の声、住民説明会、こんな話がありますが、今夜話されないと何と喋らなかつたけども、これから事業に取り付くについて、色々なことを百人委員会としては話したいことがあるわけです。それで一日も早く住民説明会、これは一回だけではなく、何回も納得するまで開い

ていただきたい、これをお願いしたいと思います。

以上です。

前田部長： お話がありました職員の処分のことに関しましては、報告の内容をもう少し吟味した上で処分、当時の職員の処分を行うかどうかというのは、担当の部のところで決めるというふうなことを伺ってまいりました。ご意見、説明会、それから勉強会等のことに関しましては、出来るだけ時間を見ながらこの後町民の皆様と一緒に勉強会なり説明会なりをさせて頂きたいと思っております。

本当にこの一年、今年的一年は色んなことがスタートする正念場の年になると思いますので、本当にどうぞ宜しくお願いをしたいと思っております。

住 民： これで最後ですか。まだ言いたい人は一杯いますよ。

司 会： 出来ればもうひとつ方をお願いしたいと思いますが。

住 民： 実は、先ほど鎌田氏の方から 3 ケースについてのお話が出ましたし、私の方からも申し上げました。67 万 m<sup>3</sup> 全量撤去にとにかく一本に絞っていただきたい。何故 3 案を並列で出すのですか。3 つのケースを一番最初に戻ったんじゃないですか。去年の 3 月 2 日の時点で、あなた方は 3 ケースを我々に提示をしましたよね。1 案、2 案、3 案として。その 3 案が全量撤去で、第 1 案が封じ込めですか。そういう案を示したのですが、またしても 3 ケースという、3 つの原状回復についての対応を提案しているわけですが、その意図が分からないのです。何故、67 万 m<sup>3</sup> 全量撤去一本に絞られないのですか。その方が、合同検討委員会、あるいは技術部会での討論をし易いでしょう。そのために何が出来て、何をすれば良いのかというものを論じてもらえば良いわけですよ。そのことだけ。

鎌田リーダー： お答えします。

誠にそうだと思います。はっきり言ってその通りだと思います。ただし、県でそれを一本に絞り込めなかったわけです。色んな考え方を出して、それに対する委員の意見を聞きながら決めていこうと。それと、先ほども言いましたように、ここに来て皆さんとも相談をしながらやっていこうと考えていたわけです。ですから、一本これだけだと、例えば全量撤去だったら全量撤去で何故やらないのかということ、色んな考え方がまだ技術的ですから、技術部会ですから、技術的にどの様な考え方があるのかということの色んな意見を伺わなければならない。色んな情報をとって、そして最も効率的な、最も皆さんが納得出来る

ようなやり方をしていかなければならないということであれば、県が一つのものを出すよりは、色んな考え方を出して、それに対する色んな意見を伺って、絞り込んでいった方が良いのではないかと考えたわけです。

この間の技術部会では、それに対してもっと具体的に説明しなさいと。ただ紙一枚ではなくて、もっと撤去方法、あるいは浄化方法、それからどういう種類のものが、こうだから、こうするんだとか。こういうような汚れがあるからこうするんだとか。そういうような具体的なものを出しなさいと言われております。従って、今、その内容について色々、あれを更に細かくして、いわゆる細かい情報を得たいと。私が前から言っているように、将来的に禍根を残すようなことがないようにしていきたいと。色んな情報、色んなものを得ながら、良い言葉で言えば“総合的”という言葉ですか、そういうことでやっていきたいと思っていました。

住 民： お言葉を返すようですが、3月25日に岩手県における説明会が二戸市の根森生活館で開催されました。私共はそれに出席しました。岩手県の説明会というものは、迷いなく一本で政策提案ですよ。あれもこれもという話ではなく、全量撤去一本で提案をしていました。私は確認をしたのです。それは、「有害物を全量という意味ではないのですか」と確認をしたのです。そうではないと。とにかく全量撤去だとはっきり言いました。そういうふうに、あなた方も常日頃言っているじゃないですか。色々意見は聞くけども、最後は環境部で決定するんだと。そういう言い方からいくと、3案の中で我々が最善最良、全量撤去することが風評被害も起こらなければ、未来永劫に負の遺産を抱えないということになるわけですよ。一番良いことに決まっているじゃないですか。折角、国が予算を組んでくれる。10年の中でそれを皆さん方が計画を立ててやれば良いだけの話じゃないですか。何をその他の取って付けたみたいなの、おまけみたいなものが二つくっつくのですか。そういうことではなくて、住民が一番望んでいること。一番良い方法というものが全量撤去なわけです。撤去という言葉が悪ければ、現地浄化も有り得るわけですから、いずれ全量撤去、あるいはそれに等しい処理方法がなされれば良いわけですよ。毎回言っているように、砂の一粒まで撤去しなさいと我々は言っているものではありません。危険なものはそれはいずれ危険なものですから、処理の方法があるかもしれないけども、比較的現地で浄化できるものは現地浄化をした方が良いというふうに技術部会の先生方も言っているじゃないですか。そういうことをトータルで鎌田氏が聞いていないはずがないわけでしょう。我々も毎回技術部会を通して出席していましたよ。ですから、あの流れを少なくとも素人なりに理解をしてくれているわけだ。そうすると、いよいよ67万 $m^3$ を出してきたというのは、それはやはり

そのことを県の皆さん方が覚悟を決めるかどうかで決まると、こういうことなのです。ですから、今ここで我々に約束をすれば、いっぺんに損を来たした人間関係というものが雪解けにあって、全く皆さん方が苦勞をしなければならぬ事態は起こらないわけです。検証委員会の後と先で何が変わるのですかと最初から聞いているでしょう。今、変わり目でしょう。あなた方が変わる時期でしょう。有罪ですよ。あなた方のしたことは、裁判で言えば、それは刑が軽いかも知れない、岩手県に比べて。言葉は悪いけども、被告の座にありますと言ったのは皆さん方ですから。その言葉を借りて私が言っているわけですので、その裁判で言えば被告の立場にいて、有罪の判決を下されたわけでしょう。その代償として、あなた方が住民に何を支払うのですか。部長さん、責任をもって答えて下さい。

福永次長： 部長にということですが、先に私の方から。

そろそろ時間も詰まってきましたので、 さんのご意見、これは従来から十分お聞きしております。ただ、従前から我々が言っていますように、とにかく周辺への汚染の拡散、これを防止するということが一番大事だという考え方でできております。それは、ただ単に撤去すれば良いという話にはならないと考えております。これは専門の先生方の意見も聞きながら考えてきた考え方です。ただ撤去すれば良いのかということは、色々な問題が出てくるということで、まず遮水壁というふうなことで、皆さんにお話をしております。ただ、これについては、勿論、 さん、こういう話をすると色々ご意見があるでしょうから、時間も押し迫っているようですから、私もやめます。ですけども、そういうような色んなことを考えながらケースとして、今おっしゃったように浄化というようなことも有り得るというようなこととか、色々考えながら、今ケースを3つ考えて専門の先生方にそこらへんのところを十分に意見を頂こうということで考えております。そこらへんのところを踏まえて、また皆さんとお話をしたいということで先ほど来お話をしております。ということで、また十分時間をとって、色んな話合いをしたいと思っております。

住 民： ちょっと次長さん、撤去すれば良いというものではないというのはどういうことですか。

福永次長： それは、昨年3月2日にきた時に、ケースの一つとして全量撤去ということもお示ししております。それから現場に施設を作って、そこで処理する。それからもう一つが封じ込めということで、遮水壁を設けてやるというやり方ですね。その中で、何故全量撤去ということについて、全量撤去ということ

我々の方針として取らなかったのか、ということで説明しております。その中で、まず撤去する間に期間もかかる、その間に周辺への汚染の拡散の恐れがあるということの一つの理由にご説明しております。そういうことを非常に懸念をしている。

住 民： その時の3月2日の説明の場のことを蒸し返すのですか。

福永次長： ですから、

住 民： 同じこと、全然変わっていないということですか、その時と。1年かけても。

福永次長： ですから、汚染の拡散を防止するということを非常に大事に考えているということをお話しているのです。

住 民： そのことが残すことですか。そのことが、産業廃棄物、危険な産業廃棄物を田子町に残すということですか。

福永次長： ですから、そういうことで、どういうふうに、全量撤去も一つの

住 民： あんたら何にも変わっていないよ、それだと。

福永次長： 全量撤去の

住 民： 余計混乱するじゃないですか。その後、ずっと整理をしてきて、またその3月2日に、俺は戻してくれとは言ったけども、そういう何と言いますか、訳の分からない部分だけに戻せ、なんて言っていませんよ。それは、いいですか。そうなってくると、今日は夜を徹してやらなければ駄目ですよ。

前田部長： すみません、 さん。技術部会が4月の中旬以降にあります。それが終わった時点でこのことに関してはもう一回議論をしに参りたいと思いますので、その時にまたお話をしたいと思いますが、如何でございましょうか。

住 民： いや、それはそれでお受けしますが。

ただ、先ほど全量撤去というのは、拡散の問題をよく話に出しますが、何で豊島で出来て、ここの現場では出来ないのか、これは何回も私は申し上げたのですよ。それは豊島のやり方をそのままやったら良いのではないですか。梱包

して、小さい箱に詰めて、拡散しないような方法でやるという手だってあるわけでしょう。現場に適合した方法というものを考えるのが皆さんの仕事でしょう。それを我々に考えるというのですか。

福永次長： ですから、今、部長がお話しましたように、またその さんのご意見、皆さんのご意見も十分聞きに来たいと思いますので、その時にまた我々に対する批判を頂きたいと思います。

住 民： 最後に さんが確認したことだけ。何が変わるのか、要するにただごめんなさいで済む話ではないわけですよ。皆さんが具体案を持ってくるのかなと思っていたわけですよ。それが一切見当たらないものですから。これじゃ、折角集まってやっても、対策、対策って、だからさっきから何回も言っているんだけども、極々当たり前の当然のことで、これすら出来ないというのであれば、もう組織としても青森県庁は失格ですよ。そうでしょう。だから、それに対して具体的なプランなり、今、何なりを作っているんだと、策定中だと。それでも良いですよ。そういう方向性とか、そういうものを一切示さないというのであれば、何のための責任なのか、何のための謝罪なのか、意味なさないですね。

前田部長： 今日報告のことに関する説明会をと思って参りました。改めてその三つのことに関しては時間をとりながらお話をしたいと思いますが、如何でございましょうか。

十分お話をしたいことはよく分かりますが、改めて参ります。そのことの方が宜しいかと思えますし、それから具体的なものも持ってこれるかと思えますので、その中でお話しが出来たらと思えます。

住 民： このことについて先ほど申し上げました。それで今日は、あれですから、早い時機に説明会を開いてくださいと、言った意味はこのことです。また改めてやる、それで納得するようになっていきたいというようなこと。そしてもう事業に入ってくることで、その前に話をしないと意味がない。

そういうことでさっきお伝えしたわけで、早い時期にお願いします。

司 会： それでは、時間も経過していますので、以上をもちまして検証委員会の報告の説明会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

前田部長： 本当にありがとうございました。またよろしくお願ひ申し上げます。